

○富加町企業振興条例

平成18年9月25日

条例第20号

改正 平成25年9月25日条例第11号

平成29年9月20日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、町内に工場等を新設、増設又は移設する者に対し、必要な奨励措置を講ずることにより、積極的に産業の振興を促進し、もって雇用機会の増大と町民所得の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 製造業、情報通信業、運輸業又は研究開発等の事業の用に供する工場及び事業所をいう。ただし、規則で定める施設を除く。
- (2) 新設 町内で工場等を有しない者が、町内に工場等を設置すること。
- (3) 増設 町内に工場等を有する者が、町内に新たに工場等を設置すること。又は既設の工場等を拡充すること。
- (4) 投下固定資産額 工場等の新設又は増設をするため、新たに取得した土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計額をいう。
- (5) 新たに常時雇用する町内従業員 工場等の設置に際し、操業開始前後6箇月以内に新たに常時雇用される従業員のうち、引き続き1年以上町内に居住し、かつ、引き続き1年以上雇用される

ものをいう。ただし、社会保険未加入の従業員で賃金が日額又は時間給で定めているものを除く。

(奨励措置)

第3条 町長は、第5条の規定により指定した者に対し、次の奨励措置を行う。

- (1) 工場等設置奨励金の交付
- (2) 雇用促進奨励金の交付
- (3) 工場等敷地の斡旋
- (4) その他必要と認める事項

(指定基準)

第4条 前条に規定する奨励措置を受けることの基準は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 新設 投下固定資産額が3億円以上で、かつ、常時雇用する従業員が20人以上であること。
- (2) 増設 投下固定資産額が1億円以上で、かつ、新たに常時雇用する従業員が5人以上であること。

(指定)

第5条 第3条の奨励措置を受けることのできる者は、前条の指定基準に該当する者のうち、町長が適当と認めて指定した者とする。

2 前項の指定を受けようとする者は、町長に申請しなければならない。

(奨励金の交付基準及び額)

第6条 奨励金の交付基準及び交付額は、次のとおりとする。

- (1) 工場等設置奨励金は、投下固定資産額に対して課する固定資産税を対象とし、交付額は固定資産税相当額を限度とする。交

付期間は、操業開始以降最初に到来する固定資産税を課することとなった年度以降5年度とする。

- (2) 雇用促進奨励金は、新設にあつては、新たに常時雇用する町内従業員5人以上、増設にあつては、新たに常時雇用する町内従業員3人以上の場合に、1人につき年額20万円(1事業者につき1,500万円を限度とする。)とし、雇用後1年を経過した後に交付する。ただし、奨励金の交付対象は1回限りとする。

(変更の届出)

第7条 第5条の規定により指定を受けた者は、当該申請の内容に変更が生じたときは、すみやかに変更の届出をしなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があつたときは、当該指定について必要な条件を追加し、又は変更することができる。

(奨励措置の取消し等)

第8条 町長は、奨励措置を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置工場等の指定を取り消し、若しくは奨励措置の停止又は、既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条の条件を欠くに至ったとき。
- (2) 事業を廃止又は休止したとき。又は廃止、休止の状態にあると認められるとき。
- (3) 工場等を事業の目的に使用せず、他の用途に供したとき。
- (4) 不正行為により奨励金を受けようとしたとき。
- (5) 町税を滞納したとき。
- (6) その他町長が奨励措置をすることが不相当と認めたとき。

(報告及び調査)

第9条 町長は、第5条の規定により指定を受けた者に対し、当該指定に係る事業所の設置その他について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 富加町工場設置奨励条例(昭和37年富加町条例第110号)は、廃止する。

附 則(平成25年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の富加町企業振興条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に操業を開始する事業者について適用し、施行日前に操業開始した事業者については、なお従前の例による。
- 3 富加町滝田工業団地誘致条例(平成15年富加町条例第11号)及び農村地域工業等導入促進法に係る富加町固定資産税の特例に関する条例(昭和59年富加町条例第7号)は、廃止する。